

都 7 7 悪性高血圧

(診断基準)

以下の $\boxed{1}$ 又は $\boxed{2}$ を満たすもの。

なお、新規申請時のみ、眼底写真の添付を要する。

$\boxed{1}$ 定型的悪性高血圧（下記①から④までを全て満たすもの）

- ① 治療前の拡張期血圧が常に 130mmHg 以上
- ② 眼底所見は KW (Kieth-Wagener) IV度で、乳頭浮腫及び網膜出血を示す。
- ③ 腎機能障害をきたし、腎不全（血清クレアチニン 5.0 mg/dl 以上）に至ったもの
- ④ 全身症状の急激な悪化を示し、特に脳症状（運動失調、知覚障害、頭痛、めまい、悪心など）や心症状（呼吸困難、胸痛、不整脈など）を伴うもの

$\boxed{2}$ 非定型的悪性高血圧（下記①から③までのいずれか1項目を満たすもの）

- ① 拡張期血圧が 120mmHg 以上、130mmHg 未満で、上記 $\boxed{1}$ の②、③、④を全て満たすもの
- ② KW III度の高血圧性網膜症（眼底写真添付）で、上記 $\boxed{1}$ の①、③、④を全て満たすもの
- ③ 腎機能障害（血清クレアチニン 3.0 mg/dl 以上）はあるが腎不全には至らないもので、上記 $\boxed{1}$ の①、②、④を全て満たすもの

(重症度分類等)

悪性高血圧と診断されたもので、降圧薬による継続的な治療を要するものを重症例として対象とする。

※ 診断基準及び重症度分類等の適応における留意事項

1. 病名診断に用いる臨床症状、検査所見等に関して、認定基準上に特段の規定がない場合には、いずれの時期のものを用いても差し支えない（ただし、当該疾病の経過を示す臨床症状等であって、確認可能なものに限る。）。
2. 治療開始後における重症度分類については、認定基準上に特段の規定がない場合には、適切な医学的管理の下で治療が行われている状態であって、直近6か月間で最も悪い状態を医師が判断することとする。
3. 上記の診断基準を満たし、症状の程度が上記の重症度分類等で一定以上に該当しない者であるが、高額な医療を継続することが必要なものについては、医療費助成の対象とする。